**平成２６年（フ）第３７９号**
名古屋市守山区長栄12番29号
債務者　坂井　重一
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第４２５号**
名古屋市中川区助光２丁目701番地　県営助光住宅２棟508号
債務者　谷口　達子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第４４号**
三重県津市野田21番地474
債務者　中村　孝子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
津地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第１００号**
三重県伊賀市依那具2737番地の１
債務者　立岡　忠雄
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２６年（フ）第２１号**
大阪市住吉区南住吉４丁目10―２―703、住民票上の住所三重県名張市富貴ケ丘１番町212番地
債務者　橋本　正昭
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２６年（フ）第２２号**
三重県名張市富貴ケ丘１番町212番地
債務者　橋本　浩子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２６年（フ）第２０号**
滋賀県長浜市末広町２番１号
債務者　四宮美和子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２６年（フ）第７８号**
兵庫県伊丹市鴻池２丁目14番５号　コメットマンション鴻池Ｂ806号
債務者　榊木　和重
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２６年（フ）第６０号**
奈良市川上町579番地の８
債務者　笠美　真理
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第６３号**
奈良県大和高田市礒野南町７番22号　上田アパート
債務者　福島　敦晴
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第６８号**
奈良県橿原市川西町77番地　県住Ｂ２―204号
債務者　櫻井　善純
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第６号**
島根県松江市東津田町2321番地１　シェリール102、前住所鳥取県米子市皆生新田３丁目15番31号　303号
債務者　百瀬　彰宏
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２６年（フ）第２９号**
鳥取県米子市陰田町649番地６　604号
債務者　森次　一雄
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２６年（フ）第９号**
山口県下関市長府才川２丁目６番12―205号　サンシャイン長府Ⅰ
債務者　竹原　秀和
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２６年（フ）第２１号**
愛媛県西条市桑村390番地
債務者　山内トモ子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第２４号**
愛媛県四国中央市川之江町2529番地136　ゆうきコーポ201号、前住所愛知県知多郡美浜町河和台１丁目93番地　フォレストⅢ102号
債務者　堀井　　学
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第３２号**
愛媛県新居浜市久保田町２丁目８番21号、前住所大分県別府市大字鶴見121番地の２
債務者　奥村　行信
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
松山地方裁判所西条支部